

議案第 38 号

清須市議会議員一般選挙の期日等の決定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、清須市議会議員の任期満了による清須市議会議員一般選挙の選挙期日及び告示期日を次のとおり決定する。

令和 7 年 10 月 2 日提出

清須市選挙管理委員会

委員長 増 田 温 美

記

1 選挙期日

令和 8 年 4 月 19 日（日）

2 告示期日

令和 8 年 4 月 12 日（日）

【提案理由】

この案を提出するのは、清須市議会議員の任期満了による選挙について、その任期が終わる日の前 30 日以内に行う必要があるからです。

1 清須市議会議員一般選挙の選挙期日について

公職選挙法第33条第1項の規定により、清須市議会議員の任期満了（令和8年4月30日）に伴う選挙は、任期が終わる日の前30日以内に行う必要がある。

公職選挙法

（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前30日以内に行う。

●任期満了日 令和8年4月30日

●執行可能期間 3月31日～4月29日

●過去の清須市議会議員一般選挙

第1回 平成18年4月23日（4月第4週目）

第2回 平成22年4月18日（4月第3週目）

第3回 平成26年4月20日（4月第3週目）

第4回 平成30年4月15日（4月第3週目）

第5回 令和4年4月17日（4月第3週目）

2 執行可能日

選挙期日	4月5日（日）	4月12日（日）	4月19日（日）	4月26日（日）
告示日	3月29日（日）	4月5日（日）	4月12日（日）	4月19日（日）
担当見解	×	○	◎	○
理由	告示日・投票日が年度をまたぎ、人事異動等により業務が煩雑になる。	選挙を実施するにあたり、特段支障となることはない。	隣接市と同日に行うことにより有権者への啓発にも繋がる。	選挙を実施するにあたり、特段支障となることはない。
他市の状況	—	—	北名古屋市市長選・市議選、あま市長選、津島市長選、愛西市議選	—

3 結論

4月5日は、告示日と投票日とが年度をまたぎ、人事異動等により業務が煩雑になるため、避けたい。

4月12日、19日及び26日は、選挙の執行にあたり特段支障となる事由は特にないが、北名古屋市等の隣接市と同日に行うことにより選挙機運が高まり、有権者への投票の啓発にも繋がるため、令和8年清須市議会議員一般選挙の選挙期日を

「令和8年4月19日執行」 としたい。